

○専門職大学院設置基準

(平成十五年二月二十一日)

(文部科学省令第四号)

改訂

平成六年三月一日

同八年三月一日

同九年一月一日

同九年七月一日

同九年十一月一日

同一〇年一月一日

同一〇年三月一日

同一一年三月一日

同一一年七月一日

同一一年九月一日

第七章 教職大学院 (第十八条第一項第一十五条)

第八章 共同教育課程に関する特例 (第二十一条第一項第一三十一条)

第九章 総則 (第三十五条)

第六章 法科大学院 (第十八条第一項第一五〇四・五)

第七章 教職大学院 (第十八条第一項第一五〇四・五)

第八章 共同教育課程に関する特例 (第二十一条第一項第一三十一条)

第九章 総則 (第三十五条)

二 大学院設置基準第十五条において選用する人学設置基準 (昭和三十一年文部省令第二十八号) 第二十五条第一項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行なう教室等以外の場所で履修せることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行なうことができるものとする。

(平成十六年六月一五日付)

第九条 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行なうことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等について、大学通信教育設置基準 (昭和五十六年文部省令第三十三号) 第二条中面接授業又はメディアを利用して行なう授業に関する部分、第四条及び第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等)

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成績に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行なるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十一条 専門職大学院は、教育が有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところによつて他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の三分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修によつて修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に依り、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修得することとする。

(他の太学院における授業科目の履修等)

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわかつて適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の太学院における授業科目の履修等)

第十三条 専門職大学院は、教育が有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところによつて他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の三分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修によつて修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に依り、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修得することとする。

(他の太学院における授業科目の履修等)

第十四条 専門職大学院は、教育が有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位、科目又は履修生として修得した単位を含むことを、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院において修得したものとみなすことができる。

(平成十六年六月一五日付)

第十五条 専門職大学院は、教育が有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位、科目又は履修生として修得した単位を含むことを、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院において修得したものとみなすことができる。

(平成十六年六月一五日付)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位 (学校教育法第二百一十条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る) を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該専門職大学院の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他勘案して当該専門職大学院の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間に在したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

(平成十六年六月一五日付)

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。

(平成十六年六月一五日付)

第十八条 第二条第一項の専門職学位課程のうち専門職大学院が修成した

二 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、詮学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位数と合わせて当該専門職大学院が修得要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(平成十六年六月一五日付)

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項の規定により修得する専攻は、教育上支障を生じない場合には、専門職大学院が別に定める教員のとくに、文部科学省が別に定める教員のとくに、専攻上又は研究上の業績を有する者

1 専攻分野について、専攻の技術・技能を有する者

2 前項の規定により修得する専攻は、教育上支障を生じない場合には、専門職大学院が別に定める教員のとくに、文部科学省が別に定める教員のとくに、専攻上又は研究上の業績を有する者

3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

二 一五二・三・三

専門課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなす」とがござり、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

3 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修了に定めるものは、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数は、法科大学院にあつては第二十二条第一項、同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項若しくは第二十五条第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第一項の規定により、それそれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

（平成二〇年文部省令五・追則）

第九章 雜則

（平成二〇年文部省令一・旧第三章以下、平成二〇年文部省令五・旧第八章以下）

第三十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職

第一十六編 教育（専門職大学院設置基準）

第二十六編 教育（専門職大学院設置基準）

項に規定する教員の数の三分の一を超えないものとする。

（平成二〇年文部省令八・全般）

附 則 平成二〇年一月一日（文部省令第四〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一一日文部科学省令第一一〇号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月五日文部科学省令第二二〇号）抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一月三日文部科学省令第二二〇号）抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一月九日文部科学省令第二二〇号）抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一月九日文部科学省令第二二〇号）抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一月九日文部科学省令第二二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年一月九日文部科学省令第二二〇号）抄

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないもののうち、では、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条及び第十三条第二項を除く。）の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令と別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

（平成二〇年令二・旧第二十一条の二、平成二〇年文部科学令二二一・一部改正、平成二〇年文部省令五・旧第三十一条の二、一部改正）

附 則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 平成二十一年度までの間、教職大学院における第五条第二項の適用については、同項中「一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）」とあるのは、学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第十二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」とあるのは、「同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により同条第二項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについては、同

11月11日・37